

(様式1)

R07熊学第000571号

令和8年2月2日

文部科学大臣 殿

熊取町長 藤原 敏司

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、  
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

熊取町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和7年度（1年間）

(担当)

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番1号

熊取町 教育員会事務局 学校教育課 総務グループ

担当：佐久間 勇吾

電話：072-468-6368（直通） FAX:072-452-7103

[E-mail : gakkou-kyouiku@town.kumatori.lg.jp](mailto:gakkou-kyouiku@town.kumatori.lg.jp)

(様式2)

### 3. 施設整備計画の目標

#### (1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

#### (2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

#### (3) 教室不足の解消等を図る整備

#### (4) 教育環境の質的な向上を図る整備

中央小学校はS33年に、南小学校はS50年に、北小学校はS56年にそれぞれ建設されており、45年以上経過している。中央小学校については平成5年に大規模改造を実施しているが、その後30年以上経過していることもあり、教室等の電灯について経年劣化から、電灯設備自体の不具合が多く交換が必要となっているため、高効率照明へ切替を行い教育環境の改善を図る。

また、北小学校については、校門についても学校建設当時から使用しており、錆等による開閉の困難さ等老朽化が目立つ。また、電子錠がついていない等、防犯面についても、課題があるところから、今回、学校の正門及び通用門の改修を行い防犯面についても、改善を図る。

小中学校全8校について、ネットワーク回線が文部科学省の定める容量に満たないことから、ネットワーク関連機器の更新をはかり、通信環境の整備を整え、学習環境の改善を図る。

#### (5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

#### 4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

##### (1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		5 校
中学校		3 校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		校
教員及び職員のための住宅		戸
学校給食施設	単独校調理場	8 箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	8 箇所
	学校武道場	3 箇所
	社会体育施設	箇所

##### (2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画※2	有	令和2年5月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、個別施設計画として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

#### 5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後、事後評価シートを町のホームページで公表する。</p>
---------------------------------------

